

商品概要説明書

J A 年金福祉定期貯金

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・ J A 年金福祉定期貯金
ご利用いただける方	次の年金・手当等を受給している者で、当該年金、手当等を当店でお受取の方 ①国民年金・・・障害基礎年金、遺族基礎年金 ②旧国民年金・・・障害年金、老齢特別給付金、老齢福祉年金、母子年金、準母子年金、遺児年金 ③旧厚生年金・・・障害年金、遺族年金、寡婦年金、かん夫年金、遺児年金、通算遺族年金、特例遺族年金 ④旧共済組合年金・・・障害年金、遺族年金特例遺族年金 ⑤恩給・・・傷病恩給、普通扶助料、公務扶助料、増加非公死扶助料、特例扶助料、傷病者遺族特別年金 ⑥各種手当・・・児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当（経過的福祉手当）、医療特別手当、特別手当、保健手当、健康管理手当 ＊老齢福祉年金と特別児童扶養手当については、当店でお受取になる必要はありません。
期 間	・ 定型方式 1 年 ・ 自動継続（元金継続又は元利金継続）の取扱いはありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・ 一括預入 ・ 1 円以上（お一人さま 300 万円を限度とします） ・ 1 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （１）6 か月未満 解約日における普通貯金利率 （２）6 か月以上 1 年未満 約定利率×50% ただし、（２）の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：076-266-5202）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 なお、弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 金沢弁護士会（電話：076－221－0242）
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA 金沢中央